

平成27年6月16日

各 位

大王製紙株式会社

総務本部 広報室

北越紀州製紙による主張に対する当社のコメント

一部の報道によりますと、北越紀州製紙は、同社が求めている当社との面談が実現しないとして、コーポレートガバナンス・コードが求める株主との対話を、当社が拒否していると主張しているようです。

まず、当社が面談を控えるにいたった経緯についてご説明致します。

北越紀州製紙が当社に要請している面談の目的は、当社とは直接関係のない北越紀州製紙と三菱製紙間の紙販売子会社の統合案の破談に関するものです。しかしながら、北越紀州製紙と三菱製紙間の紙販売子会社の統合案の破談は、両当事者の判断によるものであり、当社として関知するものではありませんので、この点について北越紀州製紙が当社に面談を求めることはそもそも筋違いです。加えて、当社は北越紀州製紙と三菱製紙間の紙販売子会社の統合案の破談に関与していないにもかかわらず、北越紀州製紙はあたかも当社が関与したかのように報道機関に説明しているところ、この点について当社が北越紀州製紙に説明を求めたことに対し、同社からは誠実な対応をいただけなかったことによるものです。

次に、当社が面談を控えていることが、株主との対話の拒否であるとの北越紀州製紙の主張について、当社の考えを説明致します。

当社の経営陣は、会社法に則り、大株主か否かを問わず、特定の株主の利益ではなく、株主の一般の利益のために職務を果たしており、現に当社の業績は向上しております。

また、コーポレートガバナンス・コードが求めている株主との対話は、会社のステークホルダー全体の利益となる建設的なものです。

コーポレートガバナンス・コードに対話が定められたことを奇貨として、大株主が、自己の利益のみを図り、他の株主の利益を害するようなことがあってはなりません。

加えて、当社と北越紀州製紙は競合会社であり、当社の事業上の戦略の観点、及び独占禁止法の観点からも両者の対話は抑制的かつ慎重でなければならないと考えております。

当社が上記の趣旨を北越紀州製紙に対して書面で指摘したところ、直近の一部報道によれば、同社は面談の目的について、人事、技術提携及び中期事業計画に関する点を追加したようですが、上記のとおり、もともと北越紀州製紙は、北越紀州製紙と三菱製紙間の紙販売子会社の統合案の破談に関して、当社に説明を求めているものです。

このように、北越紀州製紙が面談を求める理由は変遷しており、その真意は測りかねますが、いずれにしましても、北越紀州製紙が求めている面談は、北越紀州製紙自身の利益のためであって、当社の企業価値の向上や、株主一般の利益を目的としているものではありません。

それにも拘わらず、当社がコーポレートガバナンス・コードに反しているかのように北越紀州製紙が主張することは全く的を射ておらず、同社は、会社法、コーポレートガバナンス・コード、独占禁止法の精神を無視した独自の見解を述べているに過ぎないと考えています。

以 上